

中小企業退職金共済制度について

—こぞって加入・明るい職場—

一、中小企業退職金共済制度の目的

この制度は、退職金制度をもつことが困難な中小企業に、国の援助で大企業と同じような退職金を支払うことを目的としています。

昭和三十四年に、国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度で、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と、雇用の安定を図り、ひいては中小企業の振興と発展に役立てることをねらいとするものです。

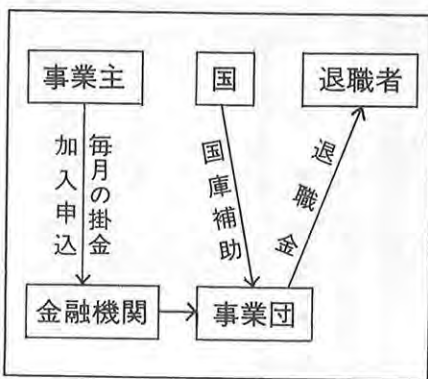
この退職金共済制度には、中小企業の常用労働者を対象とした「一般の中小企業退職金共済制度」と、建設業あるいは清酒製造業のように期間を定めて雇用される労働者を対象とした「建設業退職金共済制度」、及び、「清酒製造業退職金共済制度」があります。

今回は、この中から「一般の中小企業退職金共済制度」について説明します。

二、中小企業退職金共済制度の仕組み

中小企業の事業主の方が、この制度を運営している中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を結び、従業員一人ひとりについての掛金を毎月、金融機関を通じて事業団に納めます。そうして、従業員の方が退職された場合は掛金の月額

に国庫補助金が加算され、退職金として、直接退職者に支払われます。共済契約を結ぶといいますが、金融機関の窓口においてあります「加入申込書」に所定事項を記入するだけの簡単なものです。これを図解すれば次のようになります。



三、中小企業退職金共済制度の特色

(一) 単なる積立金制度ではなく中小企業の共済制度であるということです。このことによって中小企業でも大企業なみの退職金制度が可能になったといえます。具体的にいいますと、短期勤続者に対しては、その退職金額は、その人のための掛金の元利合計額を下回ることになりますが、反面、長期勤続

者に対しては、短期勤続者の掛金の差額とその運用収益のすべてがあてられることになって、二十年、三十年と掛けますと掛金総額の二倍、三倍もの退職金が支給されます。

(二) 次に、この制度の掛金は、法人の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額免税になるという特典があります。この方法で軽減される税額は、地方税まで含めると掛金の約半分にもあたり、企業の実質的負担は、それだけ軽くなります。また当然この掛金は給与所得とはなりません。

(三) 第三の特色として安全確実であるという点あげられます。この制度は法律で定められた国の制度ですから、納付された掛金は安全に管理され、また、退職金は確実に退職した従業員に支払われます。

(四) 第四の特色は、掛金の納付月数が通算できるということです。一般的に、退職金制度はその企業限りのものであり、その企業での勤続年数が退職金計算の基礎とされています。しかし本制度の対象となっている中小企業では、勤続年数が短いという実態もあり、しかもそれは、企業側の都合による場合が多いとされています。このようなことから、退職事由において、一定の条件を満たしている従業員が企業を移動した場合、移動前後の企業とともに本制度の被共済者であるときは、その前

後の掛金納付月数を通算して退職金を有利にする途をひらいています。
(四) 最後に、この制度に加入している企業は、従業員のための住宅や福祉施設を建設するための融資を受けることができます。

以上が中小企業退職金共済制度の概要ですが、以下問答式で制度内容について説明します。

問 どのような企業(事業主)が本制度に加入できますか。

答 この制度に加入できるのは、常用従業員が一人以上三百人以下の中小企業です。なお、今回の法改正により加入できる企業の範囲が拡大され、製造業・運輸業・建設業・鉱業・農林水産業・金融業・保険業・不動産業等の業種については従業員三百人以下、または、資本金等の額が一億円以下の企業が加入できます。また、卸売業にあっては、従業員百人以上または、資本金等の額が三千万円以下の企業が加入でき、小売業・サービス業にあっては、従業員五十人以下または、資本金等の額が一千万円以下の企業が加入できるようになります。(昭和五十五年十二月一日施行)

問 加入させる従業員はどのような人達ですか。
答 加入させる従業員、すなわち、被共済者は、原則として全従業員を加

入させてください。ただし、次のような人は加入させなくても良いことになっていきます。期間を定めて雇われている人、試用期間中の人、パートタイマーのように労働時間が特に短い人、定年などの事情で今後相当期間の勤続が期待できないことが明らかでない人などです。なお、事業主、役員は、この制度に加入できません。しかし、役員であっても、支店長や部長など従業員としての身分を併せてもっている、いわゆる兼務役員は、従業員として加入できます。

問 加入の手続は、どのように行なうのでしょうか。

答 加入の申込みは、所定の申込用紙に、申込金(これは第一回の掛金に充当されます。)を添えて、事業団の代理店となっている金融機関の窓口へ差し出していただければいいわけです。契約が成立しますと、事業団から従業員個人ごとにつくられた「退職金共済手帳」が事業主に送られてきます。なお、申込書は代理店となつて金融機関にありま

が、全国の銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合などのほとんどすべての本・支店が代理店となつています。加入の申込の受け付け、掛金の納入、退職金の支払いなどの事務はすべてこの代理店が行っています。問 毎月の掛金は、どうなつてい

か。

答 掛金月額には、八百円から一万円までの十九種類があり、この中から従業員個人ごとにきめていただきます。なお、昭和五十五年十二月から法改正により、掛金月額は千二百円から一万六千円までの十九種類となります。また、一人の従業員には一つの掛金しか掛けられず、この掛金についてはその全額が事業主負担となります。掛金の払い込みについては、個人別に作つて送られてきた「退職金共済手帳」によって、先に述べた代理店の窓口へ払い込んでいただくこととなります。なお、毎月の掛金の納付期限は、翌月の末日となっております。また、掛金は前納することができ、その場合は年六分の割合で掛金が割引されます。さらに、納付期限後であっても掛金の納付はできますが、この場合には、一〇・九五分の割合で割増金が追加されます。

問 掛金月額を変更したい場合はどうなりますか。

答 掛金月額は、加入後いつでも申出の月から前に説明しました十九種類の範囲内で増額することができ、掛金を増額することによって、退職金を、企業の成長や賃金・退職金の世間相場にあわせることができます。

なお、掛金の減額については、被共済者(従業員)にとって労働条件の重大な変更となりますので、従業員の同意があるなど、一定の場合に限られていますので、注意をする必要があります。

問 従業員が退職した場合、退職金の請求受領はどうなりますか。

答 従業員が退職したときには、事業主から本人に、「退職金共済手帳」を交付していただきます。退職金の請求は、この手帳に記入していただき、請求書「退職金請求書」に必要事項を記入し、従業員本人(死亡退職の場合は遺族)が事業団へ提出することになります。事業団は、この請求にもとづき、「退職金支払通知書」を本人あて直接送り、事業団の代理店で退職金を受け取っていただくこととなります。

問 退職金共済契約を解約したい場合はどうしたらいいですか。

答 掛金の納付を続けることが困難になった場合には、都道府県労働課、労政事務所の認定、または、従業員の同意を得て事業主は解除することができ、また、掛金が一年以上未納となった場合は、事業団から契約を解除されることがあります。契約が解除されたときには、従業員の請求により従業員に解約手当金が支払われますが、この場合には